

平成 29 年 4 月 11 日
海外展開審査委員会

平成 29 年度海外展開審査委員会審査要領

秋田市海外展開推進関係補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）（以下「交付要綱」という。）第 13 条の規定に基づき、海外展開審査委員会（以下「審査会」という。）において、別紙「秋田市海外展開推進関係補助金審査基準」（以下「審査基準」という。）に照らし、評価点を基に協議し事業採択者を選定する。

1 審査の概要

(1) 事務局による事前審査

申請要件および申請書類に不備がないかを確認し、必要に応じ申請者に対してヒアリングを実施する。また、審査基準に基づき評価点を付する。

(2) 審査会による審査

有識者による意見を交え事前審査の評価について協議を行い、事業採択者を決定する。

2 審査の方法

(1) 審査会

交付要綱第 9 条に基づき、産業振興部職員 3 名および有識者 2 名で構成する。

(2) 審査会の手順

ア 事務局から事前審査の評価を報告する。

イ 事前審査の評価の内容について委員間で総合的観点から協議を行い、評価点の高い順に事業採択者 3～5 社を決定する。

(3) 評価点数が同点となった場合

審査点数が同点となった場合は、審査項目 1「秋田市の目指す今後の貿易振興施策の基本方針との整合性」の合計点の高い者を上位とする。なお、審査項目 1 の合計点も同点の場合は、審査項目 2「事業計画内容の優位性」、審査項目 3「事業の実現可能性」の順で各合計点の高い者を上位とする。各項目とも同点の場合は、協議により上位を選定する。

秋田市海外展開推進関係補助金審査基準

海外展開審査委員会の各委員は、様式第3号および第5号により事業計画を次の項目ごとに評価し、審査基準に基づき評価点を付する。

審査項目と評価点の配点

1 秋田市の目指す今後の貿易振興施策の基本方針との整合性

(1) 秋田市貿易対象地域での事業展開

本市貿易関連対象地域である対岸諸国（ロシア（極東地方）、中国、韓国）、台湾およびASEANで事業を実施する申請者への配点を高くする。

配点

- 3 対象地域で事業を実施
- 1 対象地域以外で事業を実施

(2) 貿易参入の促進

海外事業に新たに参入し、補助の必要性が高い事業への配点を高くする。

配点

- 5 対象地域での事業活動が5年以内で、販売ルート of 構築や取引先の新規開拓など活動が必要と判断される事業
- 3 対象地域での事業活動が5年以上で、取引の維持や拡大のための継続的な活動が必要と判断される事業
- 1 対象地域での事業活動が5年以上で、取引拡大の余地はないと判断される事業

(3) 秋田港コンテナ利用度

秋田港からの国際コンテナ取扱量が拡大する申請者への配点を高くする。

配点

- 3 前年利用実績よりコンテナ取扱量が拡大する
- 1 前年利用実績と同等のコンテナ取扱量となる

(4) 対象商品の優位性

補助事業対象商品が、秋田産品である申請者への配点を高くする。

配点

- 5 対象商品の全部もしくは一部が、秋田市内で生産されている
- 3 対象商品の全部もしくは一部が、秋田県内で生産されている
- 1 上記以外

2 事業計画内容の優位性

(1) 事業実施の効果

販路の開拓や拡大につながり得る事業への配点を高くする。

配点

- 4 販路の開拓や拡大が大いに期待できる
- 3 販路の開拓や拡大に一定の効果が期待できる
- 1 販路の開拓や拡大が期待できない

(2) モデル事業としての期待度

他の市内事業者のモデルとなるような事業への配点を高くする。

配点

- 4 モデル事業として大いに期待できる
- 3 モデル事業として期待できる
- 1 モデル事業として期待できない

3 事業の実現可能性

(1) 実施体制

事業を実施するのに十分な体制（事業の専門部署や担当者）が整っている申請者への配点を高くする。

配点

- 3 海外事業の専門部署が整備されている
- 2 海外事業の担当者が配置されている
- 1 専門部署や担当者がなく体制に不安がある

(2) 実施方法・手順

事業の実施手法や手順が優れている申請者への配点を高くする。

配点

- 3 特に優れている
- 2 優れている
- 1 疑問点や不安要素がある